

# 第 15 章 再審手続・裁判監督手続

## 第一節 再審手続概説

### 一 再審手続

#### 1 意義

再審手続は、すでに効力を発生した裁判の誤りを是正するために、事件について再度審理を行う手続である。再審手続は、すでに効力を発生し、かつ再審条件に適合した判決・裁定・調停書（以下、裁判等と略称する）について適用される特別な裁判手続である<sup>1)</sup>。

#### 2 目的

再審手続の対象は、主に法院のすでに効力を発生した裁判であり、再審手続を始動する目的は、すでに終結した事件（本案事件）について再び新たに訴訟手続を行う点にある。この点、法院の裁判がひとたび法的効力を発生した以上は、訴訟手続がすでに終結していることを表し、当事者間の紛争もすでに法律上は終局的解決を獲得しており、当事者は当該法律関係について再び訴えを提起することも、上訴によって当該裁判を覆すことも許されず、法院もすでに発効した裁判中の判断に拘束され、それを変更、取り消すことは認められない。

他方、たとえ発効した裁判であっても、誤りが存在する可能性があり、かつ誤った裁判でもそれが取り消されるまでは依然有効であり、当事者の権益を侵害し、かつ司法の公正にも影響を及ぼす。そこで、すでに法的効力を発生したが重大な瑕疵がある、または手続に重大な瑕疵がある状況でなされた裁判を除去する

---

1) 江伟・肖建国主編『民事诉讼法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）333～334頁、肖建国編『民事诉讼法』（中国人民大学出版社・2013年）176頁参照。

手段を創設することが必要であり、さもなければ、司法の公正さとそれに対する当事者の信頼、当事者の合法的權益が著しく害される。

再審手続は、まさにすでに発効した裁判に確かに誤りがある事件に焦点を絞って設置された特殊な救済手続であり、発効した裁判の法的効力維持による裁判の終局性・安定性・權威性の要求と、確かに誤りがある裁判の是正による裁判の正確性・公正性・真実発見の要求、さらに当事者処分権との間の調和点を追求する制度である<sup>2)</sup>。

### 3 裁判監督手続

すでに発効した裁判に関する特別の救済手続は、各国の民事訴訟法において定められているが、その名称はもとより救済を実施・獲得する手段手続も異なり、大陸法系の民事訴訟法（ドイツ、オーストリア、フランス等）はこれを再審手続、社会主義法系ではこれを裁判監督手続と呼んでいる<sup>3)</sup>。

再審手続は大陸法系の再審の訴えを淵源とし、私権保護を目的として設置された特別の救済制度である。誤った裁判により損害を受けた当事者に対する救済の理念から設計され、司法裁判における私人による個別事件の救済的価値を重視し、当事者の再審の訴え提起によってのみ手続が開始される。

これに対して裁判監督手続<sup>4)</sup>は、社会主義法系を淵源とし、社会公共利益の保護を目的として設置された特別の抑制的制度で、その指導思想は、法院の裁判活動に対する監督を通じて発効した裁判中の誤りを是正する点にあり、司法裁判の公共的、普遍的、監督指導的価値を重視する。よって裁判監督機関（上級法院、檢察機関）が再審始動権限を有するのが原則であり、たとえ当事者に再審申立権を付与していても、裁判監督機関は当事者が再審を申し立てない状況において再

---

2) 李浩『民事訴訟法学〔第3版〕』（法律出版社・2016年）312～313頁、齊樹潔主編『民事訴訟法〔第4版〕』（中国人民大学出版社・2015年）249頁、江・肖主編・前掲注1）334頁参照。

3) 李・前掲注2）312～313頁参照。

4) 裁判監督手続は、社会主義法系において三審制を二審終審制に改めて形成されたものである。すなわち、公有制下においては、私権を承認せず、すべてが公共利益に及ぶため、1) 手続始動主体を私人紛争の当事者から公権力の代表である檢察院院長・法院院長に改め、2) 手続審査の範囲につき公共利益を内容とする範囲内の法律問題審査から全面的審査に、3) 手続的機能を司法判断統一から司法の誤りの是正に改めている（江伟主編・傅郁林副主編『民事訴訟法学〔第3版〕』（北京大学出版社・2015年）300頁参照）。

審提起を決定できる<sup>5)</sup>。

#### 4 裁判監督手続と再審手続の関係

中国民事訴訟法では、第2編「裁判手続」第16章に「裁判監督手続〔审判監督程序〕」（198～213条）として再審制度を規定しているが、民事訴訟法学理論上も一般に裁判監督手続とはすなわち再審手続を意味するものと認識されており<sup>6)</sup>、同義説〔等同説〕が通説である。上述した再審手続と裁判監督手続の沿革・基本理念の差異を踏まえつつも、なお通説的見解が両手続を同義ないし一体のものとして表現する背景には次の歴史的経過がある<sup>7)</sup>。

まず、1954年人民法院組織法では、統一的に二審終審制度を構築すると同時に、すでに発効した裁判の誤りを是正する制度として「裁判監督手続」が採用され、同手続は各級法院に適用され、審級の制限はなかった。1982年民事訴訟法（試行）でも法院が唯一の手続始動主体であり、当事者は手続始動主体ではなく、法院その他公権力機関に「申訴〔申诉〕」<sup>8)</sup>を提出して職権始動を求めるほかなかった。

1991年民訴法では「裁判監督手続」が独立の章に規定され、手続始動主体と

---

5) 江・肖主編・前掲注1) 333頁は、再審手続の立法モデルを、1) 監督型再審と2) 救済型再審とに大別し、1) は裁判権の裁判権に対する監督を強調し、裁判の合法性保障を再審手続の核心として構成することから、必然的に国家の職権関与を強調し、当事者処分権を軽視する傾向が見られ、2) では当事者に対する権利保障回復の特別手段の提供を強調し、当事者の主体的地位と処分権を尊重し、国家の職権関与を制限する傾向にあるが、中国の再審手続は典型的な1) 監督型再審に属すると指摘する。かかる分析は、裁判監督手続の職権による始動が、民事訴訟の処分原則と衝突することを指摘して、法院による職権再審を削除・制限し（後掲注61）参照）、再審制度を当事者・訴外人による再審の訴えを中心とした救済型再審に改める立法論につながる（たとえば江偉主編『民事訴訟法典专家修改建议稿及立法理由』（法律出版社・2008年）301頁、張卫平『民事訴訟法〔第3版〕』（中国人民大学出版社・2015年）334頁参照）。

6) 江・肖主編・前掲注1) 333頁。

7) 江主編・前掲注4) 300頁、李・前掲注2) 314頁参照。

8) 「申訴」は、憲法上の基本的権利として「中華人民共和國の公民は、いかなる国家機関または国家公務員に対しても、批判及び提案を行う権利を有する。いかなる国家機関または国家公務員の違法行為または職務怠慢行為に対しても、関係の国家機関に申訴（不服申立て）、告訴または告発をする権利を有する。」と規定されている（憲法41条）。憲法上の申訴は、国家機関・国家公務員の違法・職務怠慢行為に対する制度であり、法院、檢察院、党委員会、人民代表大会に対して提出できるが、人民法院およびその職員の違法・職務怠慢行為も例外ではなく、申訴内容を手がかりに法院・檢察院の職権による再審始動の可能性ある（孫祥壯『民事再審程序』（法律出版社・2016年）42～43頁参照）。